療養介護

対象者要件の明文化

・障害者支援施設での受け入れが困難な障害支援区分５以上の者であって、

(1)高度な医療的ケアを必要とする者
(2)強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者
(3)遷延性意識障害で医療的ケアを必要とする者
(4)これらに準じる状態と市町村が認めた者

を療養介護の対象者として明文化する。

生活介護

常勤看護職員等配置加算の拡充

１．変更内容

○　医療的ケアを必要とする利用者に対するサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、常勤の看護職員を3人以上配置し、判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を2名以上受け入れている事業所を評価する区分を創設する。

２．見直し後

（見直し後）
　ハ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）
※ 看護職員が常勤換算で3人以上配置されている場合。

（１）利用定員が20人以下	84単位／日
（２）利用定員が21人以上40人以下	57単位／日
（３）利用定員が41人以上60人以下	33単位／日
（４）利用定員が61人以上80人以下	24単位／日
（５）利用定員が81人以上	18単位／日

重度障害者支援加算の見直し

１．変更内容

- 重度障害者支援加算に「重症心身障害者を支援している場合」に算定可能となる区分を創設し、人員配置体制加算と常勤看護職員等配置加算に上乗せする形で評価する。

- 利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。

- 強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合（当該障害者支援施設の施設入所支援の利用者以外の者が生活介護を利用している場合）であって、当該利用者の支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を行った場合についても加算の算定を可能とする。

２．現行と見直し後

（現行）
　重度障害者支援加算
（一）体制を整えた場合 ７単位／日
（二）支援を行った場合 180単位／日
※ （二）について、加算の算定を開始した日から起算して90日以内は＋700単位／日
※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等（指定障害者支援施設等を除く。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

（見直し後）
　イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 50単位／日
※ 人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
　ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）
　（一）体制を整えた場合 ７単位／日
　（二）支援を行った場合 180単位／日
※ （二）について、加算の算定を開始した日から起算して180日以内は＋500単位／日
※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等の提供を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
※ イ、ロの加算については、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等の提供を行った場合は算定しない。

就労系サービスにおける共通的事項

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出

・令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能（就労継続支援は平成30年度実績を用いることも可能）とする。また、令和4年度以降の取扱いは、今後の状況を踏まえ、改めて対応を検討する。

≪令和3年度の報酬算定に係る実績の算出≫

［就労移行支援］
次のいずれか2カ年度間の実績で評価

（Ⅰ）令和元年度及び令和2年度
（Ⅱ）平成30年度及び令和元年度

［就労定着支援］
次のいずれかの期間の実績で評価

（Ⅰ）平成30年度、令和元年度及び令和2年度（3年間）
（Ⅱ）平成30年度及び令和元年度（2年間）

［就労継続支援A型］
スコア方式の項目のうち、「１日の平均労働時間」については、次のいずれかの年度の実績で評価

（Ⅰ）平成30年度
（Ⅱ）令和元年度
（Ⅲ）令和２年度

※「生産活動収支の状況」については、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することも可（その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる）
※ それ以外の項目は、令和２年度実績で評価

［就労継続支援B型］※平均工賃月額に応じた報酬体系の場合

次のいずれかの年度の実績で評価

（Ⅰ）平成30年度
（Ⅱ）令和元年度
（Ⅲ）令和２年度

在宅でのサービス利用の要件の見直し（就労移行支援及び就労継続支援）

・在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和２年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和３年度以降は常時の取扱いとする。

≪在宅でのサービス利用要件≫
［現 行］
（利用者要件）
通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者。

［見直し後］
（利用者要件）
在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者。
（事業所要件）
ア～エ、キ 現行と同じ
オ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により評価等を１週間につき１回は行うこと。
カ 原則として月の利用日数のうち１日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
（その他）
在宅と通所による支援を組み合わせることも可能。

一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（就労移行支援及び就労継続支援）

- 施設外就労に係る加算（※）を廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、地域連携の取組への評価に組み替える。
  （※）施設外就労加算及び移行準備支援体制加算（Ⅱ）

- 施設外就労については、一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図るため有効であるとして促進してきたことから、引き続き実施していく。

就労移行支援

基本報酬及び報酬区分の決定に係る実績の算定方法の見直し

- 一般就労への高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価する。
- 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定する。

就労定着率	基本報酬	
	【現行】	【見直し後】
5割以上	1,094単位/日	1,128単位/日
4割以上5割未満	939単位/日	959単位/日
3割以上4割未満	811単位/日	820単位/日
2割以上3割未満	689単位/日	690単位/日
1割以上2割未満	567単位/日	557単位/日
0割以上1割未満	527単位/日	507単位/日
0割	502単位/日	468単位/日

※定員20人以下の場合の単位

【現行】

前年度において就職後6か月以上定着した者

前年度の利用定員数

【見直し後】

前年度及び前々年度において就職後6か月以上定着した者

前年度の利用定員数＋前々年度の利用定員数

アセスメントの質を高めるための取組の評価

・障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設する。

≪支援計画会議実施加算【新設】≫ 583単位／回
　各利用者の就労移行支援計画の作成又は見直しに当たって、外部の関係者を交えた会議を開催し、関係者の専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月に1回（年4回を限度）、所定単位数を加算する。

人員基準の柔軟化

就労支援の中心的な役割を担う「就労支援員」について、就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。

≪人員基準の見直し≫

［現 行］
就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。うち、１人以上は常勤でなければならない。

↓

［見直し後］
就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。

就労定着支援

基本報酬及び基本報酬の区分の見直し

- 経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 基本報酬の区分について、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

【現行】

就労定着率	基本報酬
9割以上	3,215単位/月
8割以上9割未満	2,652単位/月
7割以上8割未満	2,130単位/月
5割以上7割未満	1,607単位/月
3割以上5割未満	1,366単位/月
1割以上3割未満	1,206単位/月
1割未満	1,045単位/月

【見直し後】

就労定着率	基本報酬
9割5分以上	3,449単位/月
9割以上9割5分未満	3,285単位/月
8割以上9割未満	2,710単位/月
7割以上8割未満	2,176単位/月
5割以上7割未満	1,642単位/月
3割以上5割未満	1,395単位/月
3割未満	1,046単位/月

※利用者20人以下の場合の単位

基本報酬の支給要件の見直し

・現在の支給要件としている「利用者との対面による1月１回（以上）の支援」について実際の支援内容は多岐にわたり、個別性が高いものであること等を踏まえ、今後はどのような支援を実施したか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者間で月１回共有することを要件とする。

≪基本報酬の算定要件の見直し≫

［現 行］
月１回以上の対面による支援を行った場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

↓

［見直し後］
利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主等に対し、支援内容を記載した報告書を月１回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

関係機関等との連携強化に係る加算の見直し

・関係機関等との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため関係機関等とのケース会議等を実施することを報酬上評価する。
・関係機関等と連携した支援については、支援期間にかかわらずに必要となることから、現在、支援開始1年目についてのみ評価している「企業連携等調整特別加算」を見直し、支援期間を通して評価する新たな加算を創設する。

≪関係機関等との連携強化に係る加算の見直し≫

［現 行］
企業連携等調整特別加算 240単位／月
就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年間に限り、1月につき所定単位数を加算する。

↓

［見直し後］
定着支援連携促進加算【新設】579単位／回
企業、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等の関係機関との連携体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月につき1回（年4回を限度）所定単位数を加算する。

対面での支援の要件緩和

・ 運営基準に規定している「対面での支援」について、ICTの活用を念頭に、「対面」要件を緩和することにより、障害者本人の希望や障害特性を踏まえ必要に応じた対面での支援とする（運営基準の見直し）。

≪対面支援要件の緩和（運営基準の見直し）≫

［現 行］
就労定着支援事業者は、利用者に対して支援を提供するに当たっては、１月に1回以上、当該利用者との対面により行う。

↓

［見直し後］
就労定着支援事業者は、利用者に対して支援を提供するに当たっては、１月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行う。

就労定着支援事業による支援の円滑な開始の促進

・ 就職後6か月が経過した後、希望する者に対し、円滑に就労定着支援事業所による支援が開始できるよう、本人が就労定着支援事業の利用を希望する場合、就労移行支援事業所等における6か月間の職場への定着支援の（努力）義務の期間において、就労移行支援事業所等が就労定着支援事業所等との連絡調整等を図る旨を就労移行支援事業所等の運営基準に規定する（※）。

（※）就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）及び生活介護の運営基準の見直し

就労継続支援A型

現　行

- 「１日の平均労働時間」に応じて報酬を算定

平均労働時間	基本報酬
7時間以上	618単位/日
6時間以上 7時間未満	606単位/日
5時間以上 6時間未満	597単位/日
4時間以上 5時間未満	589単位/日
3時間以上 4時間未満	501単位/日
2時間以上 3時間未満	412単位/日
2時間未満	324単位/日

※　従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

見直し後

- 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「１日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の５つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

評価指標		判定スコア
Ⅰ.労働時間	1日の平均労働時間により評価	５点～８０点で評価
Ⅱ.生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	５点～４０点で評価
Ⅲ.多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	０点～３５点で評価
Ⅳ.支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	０点～３５点で評価
Ⅴ.地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	０点～１０点で評価

スコア合計点

点 / ２００点

スコア合計点	基本報酬
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

※　従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

- 事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。

Ⅰ 労働時間

1日の平均労働時間の状況

（評価要素）
・1日の平均労働時間

（評価の視点）

「1日の平均労働時間」が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため、「1日の平均労働時間」により評価。

（評価方法）

前年度において、雇用契約を締結していた利用者の労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した事業所における1日当たりの平均労働時間数によって8段階の評価。

7時間以上	：80点	4時間以上4時間30分未満	：40点
6時間以上7時間未満	：70点	3時間以上4時間未満	：30点
5時間以上6時間未満	：55点	2時間以上3時間未満	：20点
4時間30分以上5時間未満	：45点	2時間未満	：5点

（その他）

令和3年度の報酬の取扱いとして、「平成30年度」「令和元年度」「令和2年度」いずれかの実績で評価することを可とする。（※）

Ⅱ 生産活動

生産活動収支の状況

（評価要素）
・前年度及び前々年度における生産活動収支の状況

（評価の視点）
生産活動収支の状況が健全であることは、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の生産活動収支の状況に基づき評価を行う。

（評価方法）
前年度及び前々年度の各年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（以下、生産活動収支という。）が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって４段階評価の評価。

前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。：40点
前年度の生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。：25点
前年度の生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。：20点
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。：５点

（その他）
令和３年度の報酬の取扱いとして、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することを可（その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる。）とする。（※）

Ⅲ 多様な働き方	（評価要素） ① 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項 ② 当該就労継続支援Ａ型事業所の利用者を、職員（利用者を除く）として登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項 ③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項 ④ フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項 ⑤ １日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項 ⑥ 早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項 ⑦ 時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項 ⑧ 従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項
多様な働き方に係る制度整備及び実施状況	

（評価の視点）
利用者の多様な働き方のニーズに対応できるかどうかは就労の機会の提供の観点で重要であることから、多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価。

（評価方法）
任意の５項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る。）で定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により当該５項目に係る制度を活用した実績があった場合に、各項目ごとに評価値を２（実績がない場合は１）として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下３段階の評価。

８以上の場合：35 点　６又は７の場合：25 点　１以上５以下の場合：15 点

（その他）
令和３年度の報酬の取扱いにおいては「令和２年度」の実績で評価。（※）

Ⅳ 支援力向上	（評価要素）
<u>安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組</u>	① 職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況 ② 外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況 ③ 障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況 ④ 販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況 ⑤ 昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況 ⑥ 障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況 ⑦ 前年度末日から過去３年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況 ⑧ 国際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況

（評価の視点）

職員が常に仕事に対して意欲的に臨めるようなキャリアアップの機会を組織として提供し、第三者の評価を踏まえて、支援環境の整備につとめることは、基礎となる職員の支援力を高め、利用者に対する支援の質の向上に繋がることから、支援力向上に係る取組の実施状況により評価。

（評価方法）

<u>任意の５項目について、各項目の取組実績に応じて別に定める算定方法に従い評価値として各１～２として評価</u>（最大10）した上で、その合計に応じて以下３段階の評価。

８以上の場合：35 点　　６又は７の場合：25 点　　１以上５以下の場合：15 点

（その他）

令和３年度の報酬の取扱いにおいては「令和２年度」の実績で評価。（※）

Ⅴ 地域連携活動	（評価要素） ・地元企業と連携した高付加価値の商品開発や販売の取組の有無 ・施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した事業や取組
地域連携活動の実施状況	

（評価の視点）
事業所がその事業を展開する中で、利用者と地域との接点や関係を作り、地域での利用者の活躍の場を広げていくことは、利用者がそこで暮らし、自立した生活を実現していく上でも大切なことから、事業所における地域と連携した事業や取組（地域連携活動）の実施状況により評価。

（評価方法）
前年度に実施した地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した取組について、当該取組をまとめた報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するとともに、当該報告書において連携先である地元企業等から当該取組が地域連携活動である旨の意見又は評価が付されていることをもって評価する。

１事例以上ある場合　：　10 点

（その他）
令和３年度の報酬の取扱いにおいては「令和２年度」の実績で評価。（※）

項　目	点　　数	
Ⅰ　労働時間	5点　～　80点	□ 点 / 200点
Ⅱ　生産活動	5点　～　40点	
Ⅲ　多様な働き方	0点　～　35点	
Ⅳ　支援力向上のための取組	0点　～　35点	
Ⅴ　地域連携活動	0点　～　10点	

	170点以上	150点以上 170点未満	130点以上 150点未満	105点以上 130点未満	80点以上 105点未満	60点以上 80点未満	60点未満
20人以下	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位
・・・・・・・							
81人以上	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位	●単位

一般就労への移行の促進

- 障害者本人の希望と能力・適性に応じて一般就労への移行を促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。

- 就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする加算（就労移行連携加算）を創設する。

- 就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

≪就労移行連携加算【新設】≫ 1,000単位

就労継続支援A型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいた場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援A型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、１回に限り、所定単位数を加算する。

≪福祉専門職員配置等加算の要件の見直し≫

［現 行］
イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）15単位／日
※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）10単位／日
※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

↓

［見直し後］
イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）15単位／日
※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）10単位／日
※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

最低賃金減額特例について

- 平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた最低賃金減額特例については、実態として、約9割の事業所において適用者がおらず、また過去に適用者が3人以上いた事業所においても一般就労への移行者を多く出していることから、今回の報酬改定においては特段対応しないこととする。

就労継続支援A型における送迎加算の取扱い

- 平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた就労継続支援A型の送迎加算について、実態として、送迎の理由は「公共交通機関がない等地域の実情」や「重度障害などの障害特性」などのやむを得ない事情が多く、多くの事業所において送迎の必要性を一律ではなく個別に判断していることを踏まえ、現行の枠組みは維持する。

- その上で、就労継続支援A型が利用者と雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うものであるということを念頭に、<u>利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮</u>することなどを改めて周知する。

就労継続支援B型

多様な就労支援ニーズに対応するための報酬体系の類型化

・地域における多様な就労支援ニーズに対応する観点から、現行の「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を新たに設け、事業所ごとに選択することとする。

※ 基本報酬の報酬体系の選択は各年度の４月に行うことを基本とし、年度途中での変更を行うことはできない。

≪報酬体系の類型化≫

［現 行］
「平均工賃月額」に応じた報酬体系
（就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ））

↓

［見直し後］
①「平均工賃月額」に応じた報酬体系
（就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ））
②「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系
【新設】
（就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）、（Ⅳ））

現行

● 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	649単位/日
3万円以上 4.5万円未満	624単位/日
2.5万円以上 3万円未満	612単位/日
2万円以上 2.5万円未満	600単位/日
1万円以上 2万円未満	589単位/日
5千円以上 1万円未満	574単位/日
5千円未満	565単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

（※）　令和３年度の基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「平均工賃月額」に応じた報酬体系において前年度（令和２年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

見直し後

基本報酬の報酬体系の類型化

● 「平均工賃月額」に応じた報酬体系（※）
・高工賃を実現している事業所を更に評価
・よりきめ細かく実績を反映するため８段階の評価を導入

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日
3万円以上3.5万円未満	657単位/日
2.5万円以上3万円未満	643単位/日
2万円以上2.5万円未満	631単位/日
1.5万円以上2万円未満	611単位/日
1万円以上1.5万円未満	590単位/日
1万円未満	566単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

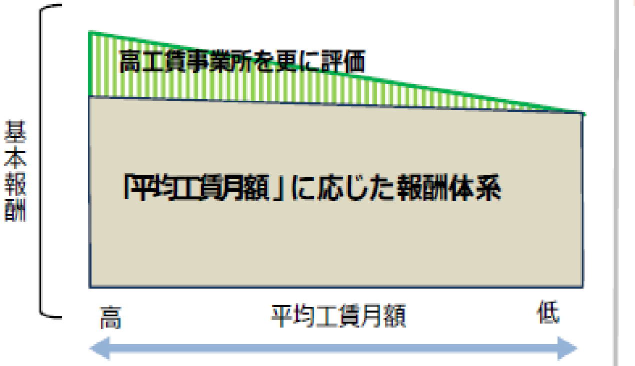

● 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】

定員	基本報酬
２０人以下	556単位/日

従業員配置7.5：1の場合の単位

新たな加算の創設 ✚

【地域協働加算】（新設）　**３０単位／日**
利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。

【ピアサポート実施加算】（新設）**100単位／月**
就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価。

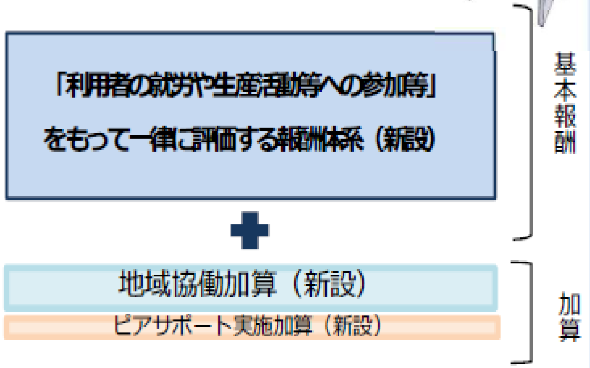

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系における地域住民との協働やピアサポートの専門性の評価

- 利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労の機会の提供や生産活動の実施に当たり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価する加算を創設する。

- 地域生活や就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所に対して新たに報酬上の評価をする。

≪地域協働加算【新設】≫ 30単位／日

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対して、地域住民その他の関係者と協働して支援（生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、その活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する

≪ピアサポート実施加算【新設】≫ 100単位／月

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

※ 地域生活支援事業として行われる「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した障害者（障害者であったと都道府県、指定都市又は中核市が認める者を含む。）と管理者等を配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。

＊ 令和６年３月31日までの間は、都道府県、指定都市又は中核市が上記研修に準ずると認める研修でも可とするなどの経過措置を設ける。

一般就労への移行の促進

・「平均工賃月額」に応じた報酬体系においては、障害者本人の希望と能力・適性に応じて一般就労への移行を促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。

・ 就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする加算（就労移行連携加算）を創設する。

・ 就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

≪就労移行連携加算【新設】≫ 1,000単位

就労継続支援B型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいる場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援B型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り、所定単位数を加算する。

≪福祉専門職員配置等加算の要件の見直し≫

［現 行］
イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位／日
※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位／日
※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

［見直し後］
イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位／日
※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位／日
※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。